

広島県告示第六百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、昭和五十六年二月二十四日に定めた広島県市町公務災害補償組合と広島県との間の公平委員会事務の委託に関する規約を平成二十年七月一日から廃止する。

平成二十年六月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山